**合衆国憲法**

**権利章典およびすべての修正**

**(前文)**

***われわれアメリカ合衆国国民は、より完全な連邦を形成し、正義を確立し、国内の平穏を保障し、共通の防衛を提供し、一般的な福祉を増進し、われわれとわれわれの後任に自由の祝福を確保するために、アメリカ合衆国のためにこの憲法を制定し、確立する。***

**第一条(第一条—立法)**

**第1節**

本契約において付与されるすべての立法権は、上院および下院から成る合衆国議会に帰属するものとする。

**第2節**

1. 衆議院は、各州の国民により二年ごとに選出される議員で組織され、各州の選挙人は、州立法府の最も多数の支部の選挙人に必要な資格を有する。
2. いかなる者も、25歳に達しておらず、かつ、合衆国市民として7年であって、かつ、選出されたときにその選出される州の住民であってはならない代表者であってはならない。
3. 代表者および直接税は、連邦内に含まれる複数の州に、それぞれの人数に応じて配分されるものとする。この配分は、各州の人数に応じて決定されるものとする。この配分は、年の任期中勤務に拘束され、課税されないインド人を除き、他のすべての人の5分の3を加算することにより決定される。2、実際の加算は、合衆国議会の最初の会合の後3年以内に、およびその後10年ごとに、法律により指示される方法で行われるものとする。 代表者の数は、30,000人につき1人を超えてはならないが、各州は、最低1人の代表者を有するものとし、また、上記の列挙が行われるまで、ニューハンプシャー州は、3人、マサチューセッツ州8人、ロードアイランド・プロビデンス・プランテーションズ州8人、コネチカット州5人、ニューヨーク州6人、ニュージャージー州4人、ペンシルバニア州8人、デラウェア州1人、メリーランド州6人、バージニア州10人、ノースカロライナ州5人、サウスカロライナ州5人、ジョージア州3人を使用する権利を有するものとする。
4. いずれかの州の代表に欠員が生じた場合には、その執行当局は、当該欠員を補充するために選挙令状を発行するものとする。
5. 衆議院は、議長その他の役員を使用し、専ら弾劾の権限を有する。

**第3節**

1. 合衆国上院は、各州から2名の上院議員で構成され、各州の立法府により選出され、3名を6年間とし、各上院議員は、1名の投票権を有する。
2. 彼らは最初の選挙の結果として集められた直後に、3つのクラスに等しく分割される。 第1級上院議員の定数は、第2年度の満了時に、第2級の定数は第4年度の満了時に、第3級の定数は第6年度の満了時に、それぞれ1/3を第2年度ごとに選出することができるように、欠員が生じた場合には、いずれかの州の立法部の閉会中に、その執行部は、次回の立法部会議までの間、臨時の任命を行うことができ、その後、当該欠員を補充するものとする。
3. いかなる者も、30歳に達していない上院議員であってはならず、かつ、合衆国市民として9歳に達していてはならず、かつ、選出されたときに、その者が選出される州の住民であってはならない上院議員であってはならない。
4. 合衆国副大統領は、上院議長となる。ただし、これらの副大統領は、平等に分かれている場合を除き、投票権を有さない。
5. 上院は、副大統領が欠席した場合、または副大統領が合衆国大統領の職務を行使した場合、他の幹部、および臨時大統領を選出する。
6. 上院は、すべての弾劾を審理する唯一の権限を有する。 その目的のために座るときは、宣誓または確約をしなければならない。 合衆国大統領が裁判を受けるときは、最高裁長官が、次の者を議長とする。出席議員の三分の二の同意がなければ、何人も有罪判決を受けない。
7. 弾劾の場合の判決は、合衆国の下で名誉、信用または利益の職に就き、これを享受する資格を失うにとどまるものではない。ただし、有罪の判決を受けた当事者は、法律に従い、訴追、裁判、判決および処罰の責任を負い、これに服するものとする。

**第4節**

1. 上院議員および下院議員の選挙の開催時期、場所および方法は、各州においてその立法部により定められるが、連邦議会は、上院議員を選出する場所に関する場合を除き、法律によりいつでも当該規則を制定または変更することができる。
2. 連邦議会は、毎年少なくとも1回、会合を開くものとし、その会合は、法律により別の日を指定しない限り、12月5日の第1月曜日に開催されるものとする。

**第5節**

1. 各議院は、各自の議員の選挙、帰任および資格の判事となり、各々の過半数は、議事を行うための定足数を構成するものとする。但し、少数の議員は、毎日延会することができ、各議院が定める方法で、かつ、各々の罰則に基づいて、不在議員の出席を強制する権限を有することができる。
2. 各議院は、議事規則を定め、議員を秩序を乱し、又は3分の2の同意を得て、議員を追放することができる。
3. 各議院は、その議事録を保管し、かつ、その判決において秘密を要する部分を除き、随時これを公表しなければならない。いずれかの議院の議員の賛否は、問題があるときは、出席者の五分の一の希望により、これを公報に掲載しなければならない。
4. いずれの議院も、連邦議会の会期中、他の議院の同意なしに、三日を超えて延期してはならず、また、両議院が開会する場所以外の場所に延期してはならない。

**第6節**

1. 上院議員及び下院議員は、その職務に対する補償を受け、法律により確認され、合衆国財務省から支払われるものとする。6. 反逆罪、重罪及び平和の侵害を除き、すべての場合において、各々の議院の総会に出席し、出入りする間、逮捕されない特権を与えられるものとし、また、いずれかの議院における演説又は討論に対しては、他のいかなる場所においても質問されないものとする。
2. 上院議員または下院議員は、選出された期間中、創設された合衆国の権限に基づく公職に任命されてはならず、その期間中、その職にあった著作権または著作権が移譲されてはならない。また、合衆国の下で職にあった者は、在任中、いずれの下院議員にも任命されてはならない。

**第7条**

1. 歳入増額法案は、すべて衆議院本案とするが、上院は、他の法案と同様に、修正案を提案し、またはこれに同意することができる。
2. 衆議院および上院を通過したすべての法律案は、法律となる前に合衆国大統領に提出されなければならない。合衆国大統領がこれに署名するものとするが、署名しない場合は、その反対意見を提出した上で、その法律案に署名するものとし、異議を提出した議院は、異議を公報に掲載し、その再検討を進めるものとする。 この再審議の後、その議院の三分の二がこの法律案を可決することに合意したときは、これを異議とともに他の議院に送付し、これによってこれを再審議し、その議院の三分の二の賛成を得たときは、これを法律とする。 但し、いずれの場合においても、両議院の投票は、賛否両名でこれを行い、各議院の議事録には、投票者の氏名を記載しなければならない。 法案が大統領に提出された後10日(日曜日を除く)以内に大統領によって返還されない場合、大統領は、同法案に署名したものと同様の方法で、法案とする。ただし、連邦議会がその帰還を妨げる場合は、法案とはならない。
3. 上下両院の同意を必要とするすべての命令、決議または投票は、合衆国大統領に提出されなければならない(滞在の問題に関する場合を除く)。また、大統領は、その効力を発生する前に、上院および下院の3分の2により、法案の場合に定める規則および制限に従って、これを承認されるか、またはこれを承認されないものとする。

**第8条**

1. 連邦議会は、租税、関税、輸入税および物価を徴収し、負債を支払い、合衆国の共同防衛および一般福祉を定める権限を有する。ただし、すべての関税、輸入税および物価は、合衆国全域で均一でなければならない。
2. 合衆国の信用により金銭を借り入れること。
3. 外国との通商、およびいくつかの州間の通商、およびインディアン部族との通商を規制すること。
4. 統一帰化規則、および米国全土における破産に関する統一法律を制定すること。
5. 貨幣を造り、その価値および外国貨幣の価値を規制し、計量基準を定めること。
6. 合衆国の有価証券および現行通貨の偽造の処罰を規定すること。
7. 郵便局を設置し、道路を掲示すること。
8. 著作者および発明者に期間を限定して、それぞれの著作および発見に対する独占的権利を確保することにより、科学および有用な芸術の進歩を促進する。
9. 最高裁判所より下位の裁判所を構成すること。
10. 公海上で犯された海賊及び重罪並びに国際法違反を定義し、処罰すること。
11. 戦争を宣言し、船舶秘密保持証書を付与し、陸上および水上における捕獲に関する規則を制定すること。
12. 軍隊を調達し、支援すること。ただし、その使用に対する金銭の充当は、2年を超える期間とする。
13. 海軍を提供し、及び維持すること。
14. 陸軍及び海軍の政府及び規制に関する規則を制定すること。
15. 連邦法を執行し、反乱を鎮圧し、侵略を撃退するために、民兵を招集することを規定すること。
16. 連邦議会が定める規律に従い、合衆国に留保して、合衆国軍隊を編成し、武装し、及び規律し、並びにその一部を統治すること。ただし、合衆国に留保する。合衆国には、将校の任命及び民兵を訓練する権限を留保する。
17. いかなる場合においても、特定の州の排除および連邦議会の承認により、合衆国政府の所在地となることができる地区(10マイル四方を超えない)に対して排他的な立法権を行使し、フォート、雑誌、兵器庫、ドックヤードおよびその他の必要な建物の組立のために、同人が所属する州の立法部の同意により購入されたすべての地区に対して同様の権限を行使すること。
18. 前述の権限、および本憲法により合衆国政府またはそのいずれかの省または幹部に付与されたその他すべての権限を履行するために必要かつ適切なすべての法律を制定すること。

**第9条**

1. 現存する州のいずれかが認めることを適当と認める人の移住又は輸入は、千八百八年前に連邦議会により禁止されてはならないが、当該輸入に対しては、各人につき十ドルを超えない税又は関税を課することができる。
2. 人身保護令状の特権は、反乱又は侵略の場合に公衆安全がこれを要求することができる場合を除き、停止してはならない。
3. 到達者証書または事後法は、可決されないものとする。
4. 人頭税またはその他の直接税は、本契約における国勢調査または数えに比例する場合を除き、課されないものとする。
5. 租税又は関税は、いかなる国から輸出された物品についても、課することができない。
6. 商業規則または歳入規則は、ある州の港湾に対して他の州の港湾よりも優遇してはならず、また、ある州に拘束され、またはある州から出港した船舶は、他の州の港湾に入港、清算または支払いを義務付けられてはならない。
7. 金銭は、国庫から徴収してはならない。但し、法律の定める歳出予算の結果、一切の公金の収支決算書は、随時これを公告しなければならない。
8. 称号は、合衆国によって付与されないものとする。また、合衆国の下に利益職または信託職にあるいかなる者も、連邦議会の同意なしに、国王、王子または外国から、いかなる種類の現職、象徴職、官職または称号をも受け入れてはならない。

**第10条**

1. いかなる州も、いかなる条約、同盟または連合も締結せず、船舶管理状を付与せず、貨幣を発行せず、信用状を発行せず、金銀貨以外の物を債務支払入札にかけ、事後法または契約義務を害する法律を可決せず、貴族資格を付与してはならない。
2. 州は、連邦議会の同意なしに、輸入品または輸出品に関し、輸入品または関税を課してはならない。ただし、輸入品または輸出品の検査法を履行するために絶対に必要な場合を除く。また、いずれかの州が輸入品または輸出品に課すすべての関税および輸入品の正味生産高は、合衆国財務省の用に供されるものとする。また、かかる法律はすべて、連邦議会の修正および規制に従うものとする。
3. いかなる州も、連邦議会の同意なしに、トン数義務を課し、平和時に軍隊または戦争船隊を保持し、他の州もしくは外国の国と協定もしくは協定を締結し、または戦争に従事してはならない。ただし、実際に侵略された場合、または遅延を容認しない差し迫った危険にさらされた場合はこの限りではない。

**第二条(第二条-執行)**

**第1節**

1. 行政権は、アメリカ合衆国大統領に属する。 大統領は、4年間在任し、副大統領とともに、同じ任期で選出された次の者を選出する。
2. 各州は、その立法府が定める方法で、州が連邦議会において権利を有する上院議員および下院議員の総数に等しい数の選挙人を任命するものとする。ただし、上院議員または下院議員、または合衆国の下で信頼または利益を得る職にある者は、選挙人に任命されないものとする。
3. 選挙人は、各々の州で会合し、2名の投票により投票するものとし、そのうち少なくとも1名は、同一州の住民であってはならない。 そして、投票されたすべての人物および各々の投票数の一覧表を作成しなければならない。一覧表には、上院議長に宛てて、署名し、証明し、封印して合衆国政府の所在地に送付しなければならない。 上院議長は、上院および下院の立会いの下に、すべての証書を開き、投票を数えるものとする。 最大投票数を有する者は、選挙人総数の過半数であるときは大統領とし、過半数を有する者が二人以上いるときは、衆議院は、直ちにそのうち一人を大統領に、過半数を有する者がいないときは、同表の上位五人の中から大統領を選出する。 ただし、大統領の選挙においては、投票は、1票の投票権を有する各州の代表により行われるものとし、この目的のための定足数は、各州の3分の2のメンバーで構成されるものとし、全州の過半数は、選挙に必要とされるものとする。 いずれの場合も、大統領の選出後、選挙人の投票総数が最も多い者を副大統領とする。 但し、同数の投票権を有する2人以上の者が残るべき場合には、上院は、副大統領の投票により、投票から選出するものとする。8。
4. 連邦議会は、選挙人を選出する時期、および選挙人が投票を行う日を定めることができる。この日は、合衆国全域において同じ日とする。
5. 本憲法の採択の時点で、自然に生まれた市民または合衆国市民以外の者は、大統領職に就く資格を有さない。いずれの者も、その職に就く資格を有さない。これらの者は、35歳に達しておらず、かつ、合衆国内に居住していた14歳に達していない者であっても、その職に就く資格を有さない。

**第三条 (第三条 - 裁判)**

**第1節**

合衆国の司法権は、1つの上級裁判所、および連邦議会が随時制定し確立する下級裁判所に帰属する。 上級裁判所及び下級裁判所の双方の判事たちは、善行中その職を務めるものとし、且つタイムズに掲げられた時には、その職務のために報酬を受け取るものとし、この報酬は、在職中に減額されないものとする。

**第2節**

1. 司法権は、本憲法、合衆国の法律および条約に基づいて生じる、またはその権限に基づいて締結されるすべての事件、大使、他の公使および領事に影響を及ぼすすべての事件、提督および海事管轄権に関するすべての事件、合衆国が締約国となるすべての事件、2以上の州の間の紛争、他の州の州と市民との間の紛争、異なる州の市民との間の紛争、異なる州の付与に基づいて土地を主張する同一州の市民と、州またはその市民と外国、市民もしくは科目との間の紛争に及ぶものとする。
2. 大使その他の公使及び領事並びに締約国となるすべての事件については、最高裁判所は、原管轄権を有する。 前述の他のすべての事件において、上級裁判所は、連邦議会が制定する例外及び規則に基づいて、法律及び事実に関する上級裁判所の管轄権を有する。
3. すべての犯罪の裁判は、弾劾事件を除き、陪審によるものとし、当該裁判は、当該犯罪が行われた州で行われるものとする。ただし、州内で行われない場合は、裁判は、連邦議会が法律により指示する場所で行われるものとする。

**第3節**

1. 合衆国に対する反逆罪は、合衆国に対して戦争を課すこと、または合衆国の敵に援助と慰安を与えてこれに従うことにのみ成り立つものとする。 何人も、同一の明白な法律の証人二人の供述又は公開の裁判所における自白によらなければ、反逆罪の有罪とされない。
2. 連邦議会は、反逆罪の処罰を宣言する権限を有するものとするが、反逆罪に服した者は、証言された者の生涯の間を除き、血液の腐敗または没収を働かないものとする。

**第四条(第四条—国の関係)**

**第1節**

完全な信用及び信用は、各州において、他のすべての州の公の法律、記録及び司法手続に付与される。 また、連邦議会は、一般法により、当該法律、記録および手続きを証明する方法、ならびにその効力を定めることができる。

**第2節**

1. 各州の市民は、各州における市民のすべての特権及び免除を受ける権利を有する。
2. いずれかの州において反逆罪、重罪またはその他の犯罪で起訴された者であって、司法から逃亡し、他の州で発見された者は、逃亡した州の行政当局の要求があれば、犯罪の管轄権を有する州に引き渡されるものとする。
3. いずれの州においても、その法律に基づき、他の州に逃亡して勤務又は労働に従事する者は、その法律又は規則の結果、当該勤務又は労働から免除されないものとするが、当該勤務又は労働の支払期限が到来する締約国の申立てにより、引き渡されるものとする。

**第3節**

1. 連邦議会は、新たな州をこの連邦に加盟させることができる。ただし、いかなる新たな州も、他の州の管轄権の範囲内で創設してはならず、また、関係する州の立法部および連邦議会の同意なしに、2つ以上の州または州の一部の合同組織によって創設してはならない。
2. 連邦議会は、領域または合衆国に属するその他の財産に関するすべての必要な規則および規則を処分し、制定する権限を有するものとする。また、本憲法のいかなる規定も、合衆国または特定の州の請求を妨げるものとは解釈されないものとする。

**第4節**

合衆国は、この連邦内のすべての州に対し、共和党の政府形態を保障し、各州を侵略から保護するものとし、また、家庭内暴力に対して立法府または行政府(立法府を招集することができない場合)が適用される場合には、これを保護するものとする。

**第五条(第五条-補正の態様)**

連邦議会は、両議院の3分の2が必要と認めるときはいつでも、この憲法の修正を提案し、または、3分の2の州の立法部がこれを適用するときはいつでも、修正を提案する条約を要求しなければならない。この条約は、いずれの場合も、4分の3の州の立法部により、または4分の3の州の条約により批准されたときは、すべての意図および目的に対して、この憲法の一部として効力を有するものとする。この条約は、連邦議会が提案することができるものとする。ただし、1808年より前に行うことができる修正は、いかなる方法によっても、第1条第9条第1項および第4項に影響を及ぼさないものとし、また、いかなる州も、その同意なく、上院においてその平等な参政権を奪われてはならない。

**第六条 (第六条—従前の債務、国の最高裁、官職の宣誓)**

1. 本憲法の採択前に締結されたすべての債務および契約は、本憲法に基づき合衆国に対して効力を有するものとし、その効力は、南部連合の場合と同様とする。
2. この憲法、およびこの憲法に従って制定される合衆国の法律、ならびに合衆国の権限に基づいて制定された、または制定されるすべての条約は、土地の最高法規であり、各州の裁判官は、それによって、いずれかの州の憲法または法律の物を反対の立場に置くことに拘束されるものとする。
3. 前述の上院議員および下院議員、ならびに各州立法部の議員、ならびに合衆国および各州のすべての行政官および司法官は、本憲法を支持する誓約または誓約に拘束されるものとする。ただし、宗教上の試験は、合衆国の下にある官職または公益信託の資格として要求されないものとする。

**第七条(追認)**

9つの国の条約の批准は、この憲法を批准する国の間でこの憲法を制定するために十分でなければならない。

最初のページの7行目と8行目の間に挿入された「the」という言葉、最初のページの15行目のErazureに部分的に書かれた「The The The Thirty」という言葉。 「試される」という言葉は、最初のページの32行目と30行目との間に挿入され、2番目のページの43行目と44行目の間に挿入される。